

特定教育・保育施設の運営基準の概要

特定教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）			
項目	国基準の内容	従/参	市基準案
利用定員	認定こども園、保育所の利用定員は20人以上とする。 ※幼稚園は特に定めなし。	従	国基準のとおり
	○認定こども園は、1・2・3号認定子どもの区分ごとに利用定員を定める。3号は更に0歳・1～2歳に区分する。 ○幼稚園は、1号認定子どもの利用定員を定める。 ○保育所は、2・3号認定子どもの区分ごとに利用定員を定める。3号は更に0歳・1～2歳に区分する。	従	国基準のとおり
利用者への説明・同意	利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従	国基準のとおり
応諾義務	利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従	国基準のとおり
選考	利用定員を上回る申込みがあった場合は、以下のとおり選考しなければならない。 ①1号認定子どもは、抽選、先着順、設置者の理念、基本方針等に基づく公正な方法により選考する。 ②2・3号認定子どもは、保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考する。	従	国基準のとおり
	自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。	従	国基準のとおり
あっせんへの協力	特定教育・保育の利用について市が行うあっせん及び要請に対しできる限り協力しなければならない。	従	国基準のとおり
支給認定証の確認、申請の援助	○特定教育・保育施設の利用開始に当たって、保護者の提示する支給認定証の確認（利用期間等）を行うものとする。 ○支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合には、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	参	国基準のとおり

小学校等との連携	施設の利用終了に際して、小学校等に円滑に接続できるよう、密接な連携に努めなければならない。	参	国基準のとおり
教育・保育の記録	特定教育・保育の提供日、内容等を記録しなければならない。	参	国基準のとおり
利用者負担額等の徴収	<p>○特定教育・保育施設は保護者から利用者負担額の支払いを受ける。</p> <p>○特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる場合、利用者負担額に上乗せして徴収をすることができる。</p> <p>○上記のほか、次の費用を徴収することができる。</p> <p>①日用品、文房具等の購入</p> <p>②行事への参加</p> <p>③食事の提供</p> <p>④通園バス</p> <p>⑤その他、保護者に負担させることが適当なもの</p>	従	国基準のとおり
施設型給付の通知	法定代理受領により施設型給付の支給を受けた場合は、保護者に対し当該保護者に係る施設型給付の額を通知しなければならない。	参	国基準のとおり
取扱方針	<p>次の区分ごとに定めるものに基づき、特定教育・保育を適切に提供しなければならない。</p> <p>①幼保連携型認定こども園…幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>②①以外の認定こども園…幼稚園教育要領、保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>③幼稚園…幼稚園教育要領</p> <p>④保育所…保育所保育指針</p>	従	国基準のとおり
評価	<p>○提供する特定教育・保育の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>○定期的に保護者等又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	参	国基準のとおり
不正行為の通知	保護者が偽りその他の不正な行為によって施設型給付の支給を受けた（受けようとした）場合は、意見を付してその旨を市に報告しなければならない。	参	国基準のとおり

運営規定	<p>次の事項について、事業の運営についての重要事項を定める運営規程を策定しなければならない。</p> <p>①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥子どもの区分ごとの利用定員（1～3号） ⑦利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p>	参	国基準のとおり
勤務体制の確保	<p>○職員の勤務体制を定めておかなければならない。 ○職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。</p>	参	国基準のとおり
利用定員の遵守	<p>利用定員を超えて特定教育・保育を提供してはいけない。ただし、年度中の需要増大への対応その他やむを得ない事情がある場合は、その限りではない。</p>	参	国基準のとおり
掲示	<p>運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を掲示しなければならない。</p>	参	国基準のとおり
秘密保持	<p>○職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。</p>	従	国基準のとおり
情報提供	<p>利用しようとするものが適切に施設を選択できるよう、提供する特定教育・保育の内容に関する情報提供に努めなければならない。</p>	参	国基準のとおり
利益供与等の禁止	<p>小学校就学前子ども又はその家族を紹介する又は受けることの対償として、金品その他の財産上の利益を収受又は供与してはならない。</p>	参	国基準のとおり

苦情解決等	<p>○苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>○市が行う報告、市の職員からの質問、苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。</p>	参	国基準のとおり
事故防止及び事故発生時の対応	<p>○事故の発生（再発）を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>○事故発生時は速やかに保護者等に連絡し、必要な措置を講じ、記録しなければならない。</p> <p>○賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。</p>	従	国基準のとおり
特別利用保育の基準	<p>保育所が1号認定子どもに特別利用保育（※1）を提供する場合は、都道府県が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならない。</p> <p>（※1）保育所において1号認定子どもに対して提供される保育</p>	従	国基準のとおり
	<p>幼稚園が2号認定子どもに特別利用教育（※2）を提供する場合は、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準を遵守しなければならない。</p> <p>（※2）幼稚園において2号認定子どもに対して提供される教育</p>	従	国基準のとおり
市独自基準	<p>一般原則として暴力団排除の条項を追加 （「加東市における暴力団排除の推進に関する条例」の推進）</p>		